温泉をめぐる最近の指摘・報道(例)

- 1.利用者への情報提供に関するもの
- (1)情報開示こそ信頼の源泉
- (2)情報公開に向けた温泉業界の自主努力に期待したい。それができなければ温泉法の見直し論も出てくるだろう
- (3)自分の温泉が「本物の温泉」であると誇りをもつ所ほど、温泉情報の 公開度が高い。
- (4)源泉だけでなく浴槽毎の成分も表示必要
- (5)浴槽毎の表示を義務付けても検査の時だけクリアすればよい、とごま かせるので無意味
- (6)伊香保が独自の温泉基準~適正表示、衛生管理、罰則含め条例化へ~
- (7)源泉の完全放流か、循環ろ過か。源泉の湧出量と温度、実際に使っている場所の温度。自然湧出か、動力揚湯か。自家源泉か、集中管理方式か。飲泉の可否。浴槽の清掃回数や、レジオネラ菌の検査結果。循環湯なら新湯注入率、消毒薬の種類と回数、時期、方法について表示すべき。温泉分析書の有効期限は5年程度にとどめるべき。
- (8)温泉宿のパンフレットにも、せめて泉質名や源泉の泉温が明記されるべき。「当館の風呂は浴用加熱しています」などと付記してあるなら、 なおよい。さらに、湧出量や温泉分析表の内容なども記載してあれば、 なおさらよい。
- (9)「温泉のディスクロージャー」の第一歩は、正しい成分表の掲示である。
- (10)公表の仕方によっては利用者に本物の温泉ではないと誤解される恐れがある。(例えば塩素消毒の有無を公表する場合においても)
- 2.法律(温泉法・景品表示法)違反及びその可能性がある事例
- (1)温泉に入浴剤混入して着色 「白骨ブランド」信用濁る
- (2) 各地で水道水・井戸水を沸かしたものを天然温泉と称する

- (3)源泉かけ流し、実は循環式も
- (4)許可と違う源泉を使用
- (5)許可を取得せずに、温泉を掘削し、利用
- (6)雑誌やテレビでは、源泉をそのまま使う「源泉かけ流し」の温泉がもてはやされている。それがまた偽装の湯を生むとすれば、ブームも罪作り
- (7)相次ぐ偽装温泉、背景に法制度の不備、利用者保護の視点欠落、信頼 回復へ情報公開を
- (8)スポイトで浴槽に温泉を一滴たらしただけでも温泉
- (9)県が偽装表示に適用した法律は温泉法ではなく景品表示法という苦肉 の策
- (10)現行法は欠陥だから改正しろと言うが、温泉は千差万別。一つの基準 に当てはめようとするのは無理

3.温泉の許可

- (1)温泉法の温泉の定義そのものに問題がある
- (2)温泉法の大きな矛盾に一つは、温泉とは何かということだ。なぜ適温 といわれる42 ではなく、25 なのか。
- (3)療養泉は、現在行政マニュアルにあるだけ。法律に位置付けるべき
- (4)蒸気に川の水を当てたものも温泉だ
- (5)一度「温泉分析書」を取得したら、例えその源泉が枯渇してもチェックされることはない。一定期間毎の分析をやり直すことを義務づける べき
- (6)国民の健康や安全にかかわる分野で、一度お墨付きを発行したきり何十年も古いままでよいということは、あってはならない。今も昔のまま変わらない温泉だと、誰が保証できよう。古い温泉分析書は、最新版と一緒に並べられていてこそ、当該温泉の歴史がわかって価値もあるというものだ。
- (7)「廃止」届け義務なし 枯れても下ろさぬ看板 20年間水道水沸かす

4. 温泉資源の保護

- (1)温泉と偽って表示したり、加水が行われたりする背景にあるのが湯量 の絶対量の不足
- (2)偽装表示など一連の温泉問題の背景に温泉は「温泉権者の財産」という意識あり。温泉を「公共の財産」として見直す必要
- (3)温泉法を改正し、枯渇防止策など権利者の公共的な責任を具体的に明 記すべき
- (4)温泉保全に法整備を~地下泉脈である温泉の所有権や温泉利用権を明確に規定した法律がない。温泉権登記簿制度など立法措置の必要性を 主張する法学者もいるが実現していない~
- (5)温泉騒動、有限な資源と認識しよう
- (6) 入浴剤混入温泉、背景にある過剰な観光客誘致。限りある資源利用へ 知恵絞れ
- (7)見え始めた温泉の底、掘削ブームの影、資源枯渇の危機~温泉ができるメカニズムを理解して、無理なく継続的に使うための知恵が必要な時期に来ている~
- (8)温泉の数を増やし、風呂設備の規模を大きくするために、各地で地下深くどんどん掘削して、温泉を人工的に湧出させている。そのため、温泉の乱開発や枯渇が問題化している。また、そうやって湧出させられた温泉そのものの変質も見逃せない。
- (9)循環湯がこれほどまで普及したのは提供者(温泉宿・施設)側の事情 や温泉への考え方だけでなく、湯量には限りがあるという事実をわき まえず、利用者の要求がぜいたくで過大になったことにも一因がある。
- (10)温泉法の改訂なり掘削への法的規制といった対策を講じないために、 温泉が商魂や無駄な公共事業の道具におとしめられている。
- (11)地下にたたえられた水は、地温の平均増温率によって 100m 深くなる毎に 2,3 ずつ温度が上がる。地下 1000m 掘れば、水温は地表より 2,30 高くなる。「摂氏 2 5 度以上」を保てれば、法律上は温泉のお墨付きをもらえる。これが温泉掘削熱をあおった。

5. 温泉利用の場づくり

(1)消費者をだますのは論外だが、温泉の良さは泉質だけで決まるわけで

はない。風景やサービスなど多種多様な要素がある。他にない長所を 競い合う状況を作り出すことが必要

- (2)日本の温泉地は豪華な宿泊施設はあるにしても、地域文化の形成・蓄積は総じて浅い。自然環境も破壊されている場合が多い。地域の魅力 の創出が今後の課題
- (3)個人客の時代~団体頼みバブルと消え 再生図る大型温泉地
- (4)療養求め現代版湯治~昔の知恵に科学的裏づけ~
- (5) 歓楽から湯の質重視へ~団体客中心の営業に限界~
- (6)源泉絶対主義からの提言~「水加えず、循環させず」現代版湯治施設 を~
- (7)訪れた温泉で複合的な歴史文化資産にふれられるかどうか。これが、 温泉を選ぶ際の重要な条件。
- (8)温泉の魅力は温泉地の魅力と切り離せない。温泉地あってこその温泉 宿。だから利用者も、宿だけでなく温泉地全体の様子に目を向けて欲 しい。
- (9)ほとんどの温泉地は、共同の外湯を中心に栄えてきた。戦後になって から内湯を引き、温泉は旅館のものになった

6. その他

- (1)専門家らがNPO法人や任意団体を設立し、消費者側の視点で温泉を 評価する動きが広がり始めた
- (2)温泉の保護は環境省、衛生管理は厚生労働省、表示問題は公正取引委 員会などと、省庁の縦割りもチェック体制のあいまいさにつながって いる
- (3)塩素殺菌すると温泉「逆」効能 お肌ツルツルのはずが・・・ 酸化作用 でガサガサ、の恐れ
- (4)感染が起きにくい源泉かけ流しの温泉にも、塩素消毒を義務付ける自 治体が増えている。衛生管理も大事だが、温泉文化を守る視点も大切 にしたい。
- (5)温泉療法は、飲用の効能など、薬事法と関連し明確化すべき。
- (6)河川の生態系への影響を視野に入れた温泉地から排出される排水処理 への対応が必要